

高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>制定 平成25年11月11日</p> <p>改正 平成26年 1月24日</p> <p>改正 平成26年 3月19日</p> <p>改正 平成26年 8月14日</p> <p>改正 平成27年 4月 1日</p> <p>改正 平成27年10月 6日</p> <p>改正 平成28年 4月 1日</p> <p>改正 平成28年 9月27日</p> <p>改正 平成28年12月26日</p> <p>改正 平成29年 4月 3日</p> <p>改正 平成31年 4月 1日</p> <p>改正 令和 元年 9月24日</p> <p>改正 令和 2年 4月 1日</p> <p>改正 令和 4年10月 4日</p> <p><u>改正 令和 6年 4月 1日</u></p>	<p>制定 平成25年11月11日</p> <p>改正 平成26年 1月24日</p> <p>改正 平成26年 3月19日</p> <p>改正 平成26年 8月14日</p> <p>改正 平成27年 4月 1日</p> <p>改正 平成27年10月 6日</p> <p>改正 平成28年 4月 1日</p> <p>改正 平成28年 9月27日</p> <p>改正 平成28年12月26日</p> <p>改正 平成29年 4月 3日</p> <p>改正 平成31年 4月 1日</p> <p>改正 令和 元年 9月24日</p> <p>改正 令和 2年 4月 1日</p> <p>改正 令和 4年10月 4日</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(補助目的、補助対象事業等)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物(沿道ブロック塀を除く)を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(補助目的、補助対象事業等)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物(沿道ブロック塀を除く)を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震</p>

新	旧
<p data-bbox="203 248 1104 379">改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業（ただし、令和<u>8</u>年3月31日までに着手された事業に限る。国、地方公共団体その他公の機関が所有する建築物に係る事業を除く。）</p> <p data-bbox="170 440 517 475">第4条～第17条（略）</p> <p data-bbox="264 536 517 571">附 則 （略）</p> <p data-bbox="264 632 365 667"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="203 679 875 715"><u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="264 727 398 762"><u>経過措置</u></p> <p data-bbox="170 775 1104 863"><u>この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。</u></p>	<p data-bbox="1160 248 2063 379">改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業（ただし、令和<u>6</u>年3月31日までに着手された事業に限る。国、地方公共団体その他公の機関が所有する建築物に係る事業を除く。）</p> <p data-bbox="1126 440 1473 475">第4条～第17条（略）</p> <p data-bbox="1220 536 1473 571">附 則 （略）</p> <p data-bbox="1193 632 1350 667"><u>(新 設)</u></p>

新

別表第1-1 (第3条第1項第1号関係)

別表第1-1 (第3条第1項第1号関係)

補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替工事に要する経費。
補助対象限度額 (注1)	面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の復元、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。	耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率(注4)を乗じた額	①耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×51,200円 ②免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物に係る耐震改修の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×83,800円 ③免震工法等特殊な工法による建替工事については、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×32,600円を限度として①に加算することができる。(ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要と認められたものに限る。) ④特に倒壊の危険性が高い建築物(耐震診断の結果、1s値が0.3未満のもの)については、①にかかわらず、延床面積(平方メートル)×56,300円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。	①対象となる建築物は、耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 (有期限) ②要緊急安全確認大規模建築物にあっては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けている又は位置付けられることが確実なものであること。 ③要安全確認計画記載建築物(防災拠点)にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。 ④設計の完了後、原則として5年以内に工事に着手するものに限る。	③耐震改修又は建替の結果により、地震に対して安全な構造となるもの。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。 ④建替え後の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域)を重複する区域に限る。」外に存すること。
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)にあっては補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあっては、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

旧

別表第1-1 (第3条第1項第1号関係)

別表第1-1 (第3条第1項第1号関係)

補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替工事に要する経費。
補助対象限度額 (注1)	面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の復元、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。	耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率(注4)を乗じた額	①耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×51,200円 ②免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物に係る耐震改修の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×83,800円 ③免震工法等特殊な工法による建替工事については、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×32,600円を限度として①に加算することができる。(ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要と認められたものに限る。) ④特に倒壊の危険性が高い建築物(耐震診断の結果、1s値が0.3未満のもの)については、①にかかわらず、延床面積(平方メートル)×56,300円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。	①対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1)耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 (2)地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。 ②要緊急安全確認大規模建築物にあっては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けている又は位置付けられることが確実なものであること。 ③耐震改修又は建替の結果により、地震に対して安全な構造となるもの。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。 ④設計の完了後、原則として5年以内に工事に着手するものに限る。	③耐震改修又は建替の結果により、地震に対して安全な構造となるもの。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。 ④建替え後の住宅及び建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)にあっては補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあっては、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

新

旧

別表第1-2 (第3条第1項第2号関係)

別表第1-2 (第3条第1項第2号関係)

別表第1-2 (第3条第1項第2号関係)

別表第1-2 (第3条第1項第2号関係)

補助事業名	緊急輸送道路等沿道建築物除却事業		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の除却の計画策定に要する経費	対象となる建築物の除却に要する経費
補助対象限度額 (注1)	面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の内容、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。	対象となる建築物の除却に要する経費の限度額に設計料率(注4)を乗じた額	対象となる建築物の延床面積(平方メートル)×51,200円 ただし、住宅(マンションを除く。)にあっては延床面積(平方メートル)×34,100円 マンションにあっては延床面積(平方メートル)×50,200円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの 対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1) 要安全確認計画記載建築物(防災拠点を除く。)であること。 (2) 市町村民長が緊急輸送道路の通行の確保のため必要と認め、所有者から当該市町村へ寄付をされた建築物であること。 (3) 当該建築物に対して当該市町村の所有権以外の権利が附されていないもの、及び当該敷地に対して当該市町村の所有権又は借地権以外の権利が附されていないもの。		
	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。	対象となる建築物は、耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 〔前除却〕	
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額とする。

- (注1) 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。
 (注2) 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
 (注3) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会又は知事が認める機関とする。
 (注4) 設計料率は、表1に定める基本設計料率と建築設計料率との合計とし、延床面積が同表の区分間の値である場合は、表2に定める算定式により算出した率(小数点3位以下の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。
 (注5) 別表第3 要安全確認計画記載建築物(防災拠点)耐震改修計画基準に基づく構造等とする。

補助事業名	緊急輸送道路等沿道建築物除却事業		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の除却の計画策定に要する経費	対象となる建築物の除却に要する経費
補助対象限度額 (注1)	面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の内容、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。	対象となる建築物の除却に要する経費の限度額に設計料率(注4)を乗じた額	対象となる建築物の延床面積(平方メートル)×51,200円 ただし、住宅(マンションを除く。)にあっては延床面積(平方メートル)×34,100円 マンションにあっては延床面積(平方メートル)×50,200円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの 対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1) 要安全確認計画記載建築物(防災拠点を除く。)であること。 (2) 市町村民長が緊急輸送道路の通行の確保のため必要と認め、所有者から当該市町村へ寄付をされた建築物であること。 (3) 当該建築物に対して当該市町村の所有権以外の権利が附されていないもの、及び当該敷地に対して当該市町村の所有権又は借地権以外の権利が附されていないもの。		
	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。	対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1) 耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 (2) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。	
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額とする。

- (注1) 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。
 (注2) 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
 (注3) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会又は知事が認める機関とする。
 (注4) 設計料率は、表1に定める基本設計料率と建築設計料率との合計とし、延床面積が同表の区分間の値である場合は、表2に定める算定式により算出した率(小数点3位以下の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。
 (注5) 別表第3 要安全確認計画記載建築物(防災拠点)耐震改修計画基準に基づく構造等とする。

別表第3 (略)
点検表1, 2 (略)

別表第3 (略)
点検表1, 2 (略)

新

旧

第1号様式(第4条関係)

第1号様式(第4条関係)

第 号

第 号

令和 年 月 日

令和 年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

市町村長

市町村長

補助金交付申請書

補助金交付申請書

高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

記

1 補助事業の目的及び内容

1 補助事業の目的及び内容

2 交付申請額 金 円

2 交付申請額 金 円

3 添付書類 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物(防災拠点)は(1)～(10)及び(12)、緊急輸送道路等沿道建築物除却事業は(1)～(3)と(11)及び(12)、その他は(1)～(3)及び(12)

3 添付書類 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物(防災拠点)は(1)～(10)及び(12)、緊急輸送道路等沿道建築物除却事業は(1)～(3)と(11)及び(12)、その他は(1)～(3)及び(12)

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 交付申請額内訳書(別紙2)
- (3) 収支予算書(別紙3)
- (4) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(別紙4)
又は要安全確認計画記載建築物として位置づけられることが確実であることを証する書面の写し
- (5) 見積書の写し
- (6) 建物配置図及び補助対象建物の各階平面図
- (7) 補助対象建物の建築年月日が確認することができる書類
- (8) 補助対象建物の所有権が確認することができる書類
- (9) 付近見取り図及び建物外観写真(対象建築物がわかるもの)
- (10) 一括設計審査(全体設計)を受けている場合は承認書の写し
- (11) 補助対象建物が、当該市町村に寄付されたものであることがわかる書類
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 交付申請額内訳書(別紙2)
- (3) 収支予算書(別紙3)
- (4) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(別紙4)
又は要安全確認計画記載建築物として位置づけられることが確実であることを証する書面の写し
- (5) 見積書の写し
- (6) 建物配置図及び補助対象建物の各階平面図
- (7) 補助対象建物の建築年月日が確認することができる書類
- (8) 補助対象建物の所有権が確認することができる書類
- (9) 付近見取り図及び建物外観写真(対象建築物がわかるもの)
- (10) 一括設計審査(全体設計)を受けている場合は承認書の写し
- (11) 補助対象建物が、当該市町村に寄付されたものであることがわかる書類
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

※ただし、別紙4の申請時に添付しているものは省略することができるものとする。

(新設)

第2号様式～第7号様式(略)

第2号様式～第7号様式(略)